

平成27年度
下関市介護保険サービス事業者集団指導

《 個 別 編 》

1、4

(通所介護、介護予防通所介護、
認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護)

資 料

下関市福祉部介護保険課

〔 目 次 〕

実地指導の際、どのような点に注意すればよいか？	1
勤務形態一覧表に係る留意事項.....	7
生活相談員の勤務時間について.....	8
指定通所介護事業所等における機能訓練指導員の配置について.....	9
指定通所介護事業所等における設備の利用について	11
事業所の屋外でのサービスについて	12
居宅内での介助等にかかる所要時間の取扱いについて	13
送迎を行わない場合の減算について	14
地域密着型通所介護に係る基準の創設について.....	15

実地指導の際、どのような点に注意すればよいか？

平成26年度は、実地指導を28件実施いたしました。事項別是正改善指導状況の概要は以下のとおりです。

	実地指導時の状況	指導内容
【運営規程 重要事項説明書】	<p>重要事項説明書及び運営規程について、内容に誤りや不十分な箇所があった。</p> <p>【運営規程】</p> <p>従業員の員数及び兼務関係等が実態と異なっていた。</p> <p>事故発生時の対応についての記載はあるが、利用者の心身の状態に異常があった場合等の緊急時の対応方法の記載がない。</p> <p>休業日は日曜日、盆及び年末年始であるとのことだが、盆休についての記載がない。また、運営規程に記載された休日以外の日を休業日としていた。</p> <p>徴収する食費には、おやつ代も含まれていることだが、運営規程には「食費1食あたり 円」とのみ記載されている。</p> <p>同一建物減算にかかる算定の実績があるにもかかわらず、料金の欄にその記載がない。</p> <p>【重要事項説明書】</p> <p>消費税増税に伴う利用料の変更について、文書により利用者に説明し同意の上、その旨の署名を得ていたが、当該文書を交付していない。</p>	<p>利用者に対する説明責任として、重要事項説明書及び運営規程において、整合を図った上で誤っている箇所を訂正すること。なお、運営規程に変更が生じた場合は、その日から10日以内に届け出ること。</p> <p>実態に即した従業員の員数及び兼務関係等に訂正すること。</p> <p>緊急時等における対応方法について記載すること。</p> <p>事業所の休業日については全て記載することとし、実態に合わせた休日についての記載に訂正すること。</p> <p>おやつ代も食費に含まれていることを明記すること。</p> <p>同一建物減算について追記すること。</p> <p>利用料金は、利用者にとって重要な事項であるため、変更する場合は、文書にて説明し同意の上交付をすること。また、「交付を受けました」等の文言を追記し、利用者へ交付したことが書面にて確認できるよう様式を調製すること。</p>

平成27年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》1、4
 (通所介護、介護予防通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護)

	実地指導時の状況	指導内容
運営	<p>【定員の遵守】 定員超過利用の報告があり、定員の遵守について指導したところであるが、利用定員を超過している日が見られた。</p> <p>【掲示】 掲示の内容に不十分な箇所があった。掲示している運営規程が最新でない。</p> <p>【通所介護計画】 通所介護計画期間を終了した利用者について、サービスの実施状況の記録や評価を行い、利用者又は家族に説明しているとのことだったが、評価の内容及び利用者又は家族に説明したことが書面にて確認できない。</p> <p>要介護認定新規申請中の利用者について、通所介護計画が利用初日以降に作成された事例が見受けられた。</p> <p>通所介護計画の内容については、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているが、一部同意日の遅れが見受けられた。</p>	<p>暦月の利用者数の平均では定員超過利用の基準には該当しないため減算の対象とはならないが、指定基準に対する明らかな違反であり、今後このような運営を継続するのであれば、指定の取消し等、行政処分の要件に該当することに留意し、今後は定員を遵守した上でサービス提供を行うこと。なお、必要があれば定員数の変更を行うこと。</p> <p>運営規程の概要、通所介護従業者の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。また、苦情相談窓口及び苦情処理の概要についても掲示すること。最新の運営規程を掲示すること。</p> <p>通所介護計画の目標及び内容については、計画期間終了時等には、その実施状況の記録や評価を行いその内容を記録し、利用者又は家族に説明を行った旨も記録すること。</p> <p>要介護認定結果の遅れが原因とのことであるが、このような場合、暫定的な通所介護計画(以下「暫定プラン」という)を作成しておくこと。認定後、完成した居宅サービス計画に沿って見直しを行い、計画内容に変更がなければ、要介護度及び認定期間を追記し、追記した日付も記入の上で暫定プランを本プランに移行させること。</p> <p>通所介護計画に対する同意は、指定通所介護提供前もしくは提供日までにて得ること。また、同意後速やかに交付すること。なお、説明を受ける家族が遠方に居住する場合など、やむを得ず交付が遅れる場合は、利用者又は家族に説明を行い、口頭で同意を得るなどし、同意日等必要事項を記録しておくこと。</p>

平成27年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》1、4
 (通所介護、介護予防通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護)

	実地指導時の状況	指導内容
運営	<p>居宅サービス計画に位置付けられているサービス提供時間とは異なる時間において通所介護計画が作成され、通所介護が提供されている事例がある。</p> <p>【指定通所介護の具体的方針】 貴事業所では屋外でのサービスも提供されているが、利用者の通所介護計画への位置付けが確認できない。</p> <p>【緊急時・事故発生時等の対策】 非常災害を想定した定期的な避難、救出その他必要な訓練が行われていない。</p>	<p>通所介護計画は、居宅サービス計画に沿って作成すること。 なお、居宅サービス計画の変更の必要性がある場合等は、担当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員に連絡し、居宅サービス計画及び通所介護計画を変更すること。</p> <p>事業所の屋外でサービスを提供することで効果的な機能訓練等のサービスが提供できる旨を、あらかじめ通所介護計画へ位置付けること。</p> <p>非常災害に際して万全の対策を期すため、必要な訓練については速やかに実施すること。</p>
設備基準	<p>貴事業所に併設された他事業所の区画に設置している器具を使用して通所介護サービスを行っていた。</p> <p>届出されている図面が現況と異なっている。</p> <p>相談室と静養室は届出時は独立していたが、現況は動線が混合しており、相談室での相談内容が漏えいする恐れがある。</p>	<p>現在届け出ている区画でサービス提供を行うか、又は、平面図の変更の届出を行い、届出後の機能訓練スペースにてサービス提供を行うこと。</p> <p>現況に合わせて平面図の変更を行い、平面図の変更を行った日から10日以内に届け出ること。</p> <p>現況に合わせて平面図の変更を行うか、届出時の状態に回復させること。ただし、相談室については、相談の内容が漏えいしないよう、動線を分離させること。</p>
人員	<p>月ごとに勤務表を作成し、従業者の職種については記載しているが、各サービス提供日における専従の生活相談員が特定できない。</p> <p>出勤状況について、実績が予定と異なった場合は、勤務表を修正する様式となっていたが、当該修正をしておらず、勤務表における人員配置の確認ができない。</p>	<p>各サービス提供日において、専従の生活相談員が特定できるよう、勤務表の様式を調製すること。</p> <p>勤務状況の明確化と人員管理の適正化の観点から、不十分な箇所は修正すること。勤務表及び出勤簿について双方の内容に相違がないよう適正に記録すること。</p>

平成27年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》1、4
 (通所介護、介護予防通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護)

	実地指導時の状況	指導内容
報酬	<p>【基本報酬等の算定】</p> <p>介護日誌(業務日誌)、利用者と事業所で各々保管する個人別記録及び利用者毎の体調管理簿を以って提供内容の管理を行っているが、日によって業務日誌、個人別記録の記載(保管)漏れがあり、その結果、サービス提供時間の確認ができない事例が散見された。</p> <p>通所介護提供時間中に医療機関を受診した後再び事業所に戻り、通所介護の提供を受けた利用者について、緊急受診ではなかったにもかかわらず、当該受診時間を差し引いた受診前後の通所介護提供時間を合算し基本報酬を算定していた。</p> <p>【所要時間による区分の取扱い】</p> <p>通常5時間以上7時間未満のサービス提供を受けている利用者について、当日の体調不良等のため、4時間に相当する通所介護計画に変更し当該時間分の指定通所介護を提供したにもかかわらず、基本報酬については、5時間以上7時間未満の区分における基本報酬額を算定していた。</p> <p>【個別機能訓練加算 ・ 共通】</p> <p>個別機能訓練計画の内容について、当該訓練開始時には利用者又は家族に対して説明しているが、3月ごとの評価について、評価自体は行っていたが、評価内容を利用者又はその家族に対して説明していることが、現況の計画様式では確認できない。</p>	<p>各記録媒体の突合により、当日の通所実績については確認できたが、請求の適正化の観点からも、今後は介護日誌と個人別記録について相違なく、またサービス提供の開始及び終了時間などの必要事項については記載漏れのないよう適正に管理すること。また、利用者の体調等の理由による早退など、変更があった利用者についてはその理由も記載すること。</p> <p>緊急受診の場合を除き、通所介護提供時間中に医療機関を受診した場合は、受診前または受診後のいずれかの通所介護提供時間についての基本報酬の算定をすること。なお、緊急受診の場合は、当該受診前後の通所介護提供時間を合算して差し支えない。他に同様の事例がないか自主点検し、同様の事例があれば過誤調整により自主返還を行うこと。</p> <p>通所介護計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合には、通所介護計画を変更のうえ、変更後の所要時間に応じた単位数を算定すること。他に同様の事例がないか自主点検し、同様の事例があれば過誤調整により自主返還を行うこと。</p> <p>個別機能訓練開始時及びその後3月ごとに1回以上利用者又はその家族に対して当該訓練の計画の内容(評価を含む)を説明したことが分かるよう、様式を調製すること。</p>

平成27年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》1、4
 (通所介護、介護予防通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護)

	実地指導時の状況	指導内容
報酬	<p>個別機能訓練計画における実施時間について、当該訓練加算の対象外であり、通常の通所介護サービスの一部となる訓練の時間が含まれていた。</p> <p>【個別機能訓練加算】</p> <p>個別機能訓練に関する記録に「実施時間」や「訓練内容」及び「担当者」の記載がない。</p> <p>【個別機能訓練】</p> <p>個別機能訓練加算()に関する記録に不十分な箇所がある。(当該訓練にかかる目標について、加算の目的・趣旨としては不十分な内容であった。)</p> <p>【運動器機能向上加算】</p> <p>管理者兼看護職員による体力測定等は実施されているが、リスク評価がなされていない。</p> <p>運動器機能向上計画における長期目標期間を1年間で設定してある事例が見受けられた。</p> <p>運動器機能向上加算に関する記録に不十分な箇所がある。運動器機能向上計画に、実施頻度の記載がない。1回あたりの実施時間の記載がない。</p>	<p>当該加算の対象外である訓練の実施時間については、実施時間から除外しておくこと。</p> <p>個別機能訓練の「実施時間」や「訓練内容」、「担当者」は利用者ごとに保管されるべき記録の一部であるため、利用者ごとに必ず記録すること。</p> <p>当該加算は、日常生活における生活機能の維持・向上に関する目標(1人で入浴が出来るようになりたい、等)を設定し、当該目標を達成するために機能訓練を実施するものであるため、利用者又は家族の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ、目標を設定すること。なお、居宅サービス計画の内容から目標設定等が難しい場合は、担当する介護支援専門員と連携し、居宅サービス計画の変更を行うなどの対応により、具体的かつ分かりやすい目標とすること。</p> <p>看護職員等の医療従事者によるリスク評価を、利用者ごとに、利用開始時に把握すること。</p> <p>長期目標は、利用者ごとのニーズを実現するための概ね3月程度で達成可能な目標とすること。</p> <p>利用者ごとの運動器機能向上サービスに関する記録として必要な項目が記載できる様式を調製すること。</p>

平成27年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》1、4
 (通所介護、介護予防通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護)

	実地指導時の状況	指導内容
報酬	<p>【サービス提供体制強化加算】</p> <p>貴事業所では当該加算の常勤換算方法による職員の割合について毎月計算を行っており、要件を満たしていることは確認できたが、当該加算の算定要件である前年度(3月を除く。)での平均が算出されていない。</p> <p>【事業所規模による区分の取扱い】</p> <p>平成26年度における通所介護費の区分の算出がなされていない。</p> <p>【介護職員処遇改善加算】</p> <p>平成25年度の介護職員処遇改善加算の支払いに係る実績報告書の提出はあったが、実地指導時にその根拠資料を確認することができなかった。</p> <p>従業員の給与明細書を確認した際、人員基準上における介護職員以外の者(管理者、機能訓練指導員)に処遇改善加算を支給している事例があった。</p>	<p>当該加算の職員の割合の算出にあたっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いること。</p> <p>算定要件である平成26年度の通所介護費の区分の根拠となる前年度の1月当たりの平均利用延人数を算出し、任意の様式で提出すること。</p> <p>適正に介護職員の賃金改善に取り組んでいることを確認するため、実績報告書にて報告した支給状況が確認できる根拠資料を速やかに提出すること。</p> <p>勤務実績を確認した結果、人員基準上の介護職員以外の従業者についても、実態として介護職員としての業務を行っていたため、平成25年度における介護職員処遇改善加算の返還までは求めないが、今後も当該従業者を介護職員処遇改善加算の支給対象とするのであれば、実態に即して兼務等を行い、勤務表等において、介護職員として勤務したかが明確に確認できるようにすること。</p> <p>また、介護職員処遇改善加算の対象となる人員基準上の介護職員としての勤務実績においては、加算の実績報告年度期間内に勤務実績があれば、資格や専任・兼務の別、勤務日数等に関わらず支給対象とすることは差し支えない。</p> <p>なお、人員基準上における介護職員以外の者(専従の生活相談員)に対して処遇改善加算以外の財源を充てることにより賃金改善を行うことについても差し支えない。</p>

勤務形態一覧表に係る留意事項

勤務形態一覧表の記載例を以下に示します。

(別紙4-1) (介護予防)通所介護事業所			複数単位ある場合は単位ごとに作成のこと											
従業者の勤務の体制及び			27年 8月分)					事業所名		〇〇デイサービス(2単位目)				
職 種	勤務 形態	氏 名	週					研	152	38	備考			
			4	5	6	...	23				(兼務状況や資格を記入)			
			水	木	金	...	月				〇〇訪問介護事業所管理者兼務			
管理者	B	下関 一郎												
生活相談員	B	岩国 春子						研	152	38	社会福祉士、介護職員兼務			
生活相談員	D	柳井 夏子									介護福祉士、介護職員兼務			
看護職員	C	山口 雪									看護師			
看護職員	D	周南 秋子									看護師、機能訓練指導員兼務			
看護職員	D	防府 冬子							24	6	看護師、介護職員兼務			
介護職員	A	長門 太郎							160	40				
介護職員	B	下松 花子							160	40	機能訓練指導員兼務			
介護職員	C	萩 次郎												
介護職員	D	宇部 桜子							32	8	機能訓練指導員兼務			

「A~D」、「~」についても、それらが示す勤務形態及び勤務時間等を明記すること。

勤務時間の区分 8:30~17:30 9:00~16:00 9:00~12:00 13:00~16:00 休日:空欄

勤務形態の区分 A:常勤で専従 B:常勤で兼務 C:非常勤で専従 D:非常勤で兼務

専従する生活相談員
 看護職員の職務を担当する従業者
 研:研修日

上記における各職種の員数

- 管理者 常勤兼務(B, 下関)1人
- 生活相談員 常勤兼務(B, 岩国)1人、非常勤兼務(D, 柳井)1人
- 看護職員 非常勤専従(C, 山口)1人、非常勤兼務(D, 周南・防府)2人
- 介護職員 常勤専従(A, 長門)1人、常勤兼務(B, 岩国・下松)2人、非常勤専従(C, 萩)1人、非常勤兼務(D, 柳井・防府・宇部)3人
- 機能訓練指導員 常勤兼務(B, 下松)1人、非常勤兼務(D, 周南・宇部)2人

従業者の人員体制は、常勤・非常勤の区別及び兼務関係を明確にした上で、勤務形態一覧表だけでなく運営規程においても定めておくべき事項です。人事異動等により勤務形態一覧表の修正が必要となった場合は、上記例を参考に遺漏のないよう作成の上、運営規程における従業者の員数の記載内容と必ず整合を図ってください。(運営規程に変更が生じた場合は変更届が必要です。)

生活相談員の勤務時間について

生活相談員の確保すべき勤務時間数については、平成 27 年度制度改正により、サービス担当者会議に加えて地域ケア会議に出席するための時間などを含めることが可能となりました。

指定通所介護事業所が、利用者の地域での暮らしを支えるため、医療機関、他の居宅サービス事業者、地域の住民活動等と連携し、指定通所介護事業所を利用しない日でも利用者の地域生活を支える地域連携の拠点としての機能を展開できるように、生活相談員の確保すべき勤務延時間数には、「サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間」、「利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間」、「地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間」など、利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間も含めることができる。

ただし、生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う必要がある、これらに支障がない範囲で認められるものである。

「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」

(平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号) 第 3 の六の 1(1) より一部抜粋

一方、従業員の勤務体制の確保等においては、サービス提供日ごとに、生活相談員等の各職種の従事状況を記録し、人員基準を満たしていることを明らかにしておく必要があります。以下も参考のうえ、生活相談員が行った活動等について事業所内での周知を図るためにも、勤務実績の適正な記録をお願いします。

【問 49】生活相談員の勤務延時間に、「地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなど社会資源の発掘、活用のための時間」が認められたが、具体的にはどのようなものが想定されるのか。また、事業所外での勤務に関しては、活動実績などの記録を保管しておく必要があるか。

【答】例えば、以下のような活動が想定される。

- ・事業所の利用者である要介護者等も含んだ地域における買い物支援、移動支援、見守りなどの体制を構築するため、地域住民等が参加する会議等に参加する場合
- ・利用者が生活支援サービスを受けられるよう地域のボランティア団体との調整に出かけていく場合

生活相談員の事業所外での活動に関しては、利用者の地域生活を支えるための取組である必要があるため、事業所において、その活動や取組を記録しておく必要がある。

「平成 27 年度介護報酬改定に関する Q&A (平成 27 年 4 月 1 日)」

指定通所介護事業所等における機能訓練指導員の配置について

指定通所介護事業所等に配置する機能訓練指導員について、本市では、平成27年度より、以下の取り扱いとしておりますのでご確認のほど、よろしくお願い致します。

下 介 第 392 号
平成27年3月18日

指定通所介護事業所
指定認知症対応型通所介護事業所 } 管理者 様

下関市福祉部介護保険課
課長 五十嵐 修二
(公 印 省 略)

指定通所介護事業所等における機能訓練指導員の配置について(通知)

指定通所介護事業所等における機能訓練指導員の配置については、厚生労働省基準省令において1以上の配置が求められ、「機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。」と定められています。

また、指定通所介護及び指定認知症対応型通所介護の解釈通知において、「機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この『訓練を行う能力を有する者』とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師又は准看護師(以下「看護職員」という。) 柔道整復師またはあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者とする。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。」と規定されています。

下関市では、平成24年度の権限移譲後からこれまで、機能訓練に関する加算を算定しない場合は、生活相談員や介護職員が兼務していれば有資格者の配置までは求めていませんでしたが、平成27年度の介護報酬改定にあたり、改めて厚生労働省に解釈の再確認を行った結果、全ての事業所に「有資格者」の機能訓練指導員を1以上配置する必要がある、との回答を得ました。

つきましては、今後当市においては機能訓練指導員の配置を下記のとおり取り扱うことといたします。

記

平成27年7月1日以降(平成27年5月31日までの申請受付分)の新規指定事業所について

機能訓練指導員として「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者」を必ず1以上配置してください。「1以上」以外に勤務時間等の基準は特に定めておりませんので、各事業所で提供する機能訓練の内容により必要人数や日数、時間数の配置をお願いいたします。なお、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、上記ただし書きのとおり、生活相談員又は介護職員も兼務して差し支えありません。

平成27年7月1日までに指定を受けている事業所について

機能訓練指導員に「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者」が1以上配置されていない場合は、平成28年3月31日までに配置を行い、指定事項等変更届等を以って届け出てください。「1以上」以外に勤務時間等の基準は特に定めておりませんので、各事業所で提供する機能訓練の内容により必要人数や日数、時間数の配置をお願いいたします。なお、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、上記ただし書きのとおり、生活相談員又は介護職員も兼務して差し支えありません。

また、有資格者の確保及び周知期間として、平成27年4月1日から1年間の経過措置期間を設けております。当該期間終了後に有資格者の機能訓練指導員が配置されていない場合は、人員基準欠如として指導対象とし、人員基準欠如の解消がなされない場合は指定更新を行いませんのでご注意ください。

その他

今回の通知内容や配置方法等についてご不明な場合は、下関市ホームページ掲載の「介護保険制度に係る質問票」等を用いてお問い合わせください。

指定通所介護事業所等における設備の利用について

指定通所介護事業所等の設備を利用した宿泊サービスについて

宿泊サービスは介護保険制度の規制外ですが、これまで下関市においては、指定通所介護事業所等の設備を利用した当該サービスは、指定通所介護等の提供に支障をきたすと判断し認めておりませんでした。

平成27年4月30日、国は、指定通所介護事業者及び指定認知症対応型通所介護事業者が、営業時間外に指定通所介護（指定認知症対応型通所介護）の設備として届け出た区画で宿泊サービスを実施する場合の指針^{【注1】}を定めました。

しかしながら、この指針に規定する宿泊サービスは、あくまでも指定通所介護等の提供に支障がない場合に実施するものに限られます。指定通所介護区画における食堂及び機能訓練室や静養室の区画で宿泊した利用者が、翌日体調不良となり、帰宅できず、引き続き当該区画で静養を継続した場合、指定通所介護の事業として専用すべきそれら区画の設備を、指定通所介護サービス利用者以外の者が占有してしまうという懸念は依然として残ります。

したがって、下関市における、指定通所介護事業所等の設備を利用した宿泊サービスを認めないとする従来の指導方針に変更はございません。

各事業所におかれては、どうかご理解とご協力のうえ、運営していただきますようお願いいたします。

【注1】指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針について

(介護保険最新情報 vol.430 平成27年4月30日)

指定通所介護事業所等の設備を利用した宿泊サービス以外のサービスについて

営業時間外における宿泊サービス以外のサービスについては、における宿泊サービスとは異なり、一定の要件のもとで認めています。必ず事前に、当該サービスの具体的な計画を介護保険課事業者係へ提示され、ご相談いただきますようお願いいたします。

事業所の屋外でのサービスについて

指定（介護予防）通所介護及び指定（介護予防）認知症対応型通所介護については、事業所内でのサービス提供が原則ですが、事業所の屋外におけるサービス提供について下関市では、以下 ア) イ) の取扱いとしています。（「通所系サービスにおける事業所の屋外でのサービス提供について」下介第1167号平成26年6月5日付けにより通知済み）

ア) 屋外サービス

機能訓練の範囲として年間事業計画・通所介護計画に位置付けられていること。

自立支援に効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。

外出頻度の目安が、年間事業計画に位置付けられる程度（概ね月1回）であること。

外出場所の目安が、車等により片道20分程度で移動できる範囲（屋外サービスの時間は概ね2時間以内）であること。

イ) 日課の機能訓練の一環として行う事業所屋外での訓練

事業所に隣接する敷地における訓練であること。

上記 の場合であって、全行程（事業所を出てから事業所に戻るまで）において、徒歩や車いすによる機能訓練であること。

〔留意事項〕

- ・ア) 及び イ) のいずれの場合においても、人員配置について、事業所内の利用者には、事業所内の利用者数に応じた人員配置基準上必要とされる職員数を配置すること。屋外サービス利用者には、その人数を勘案し、安全に配慮した職員数を配置のこと。
- ・居宅サービス計画に位置付けようのない、単なる行楽（日帰り旅行等）や物資購入を目的とした外出は認められない。
- ・外出先への直行直帰のサービス形態は、いかなる場合も算定できない。

認知症対応型通所介護サービスにおける「ア) 屋外サービス」については、下介第711号平成23年4月25日付け文書により通知したところです。このたび、「ア) 屋外サービス」と区別される事業所の屋外におけるサービスとして、「イ) 日課の機能訓練の一環として行う事業所屋外での訓練」についての取扱いを定めたくえで、改めてお知らせします。

居宅内での介助等にかかる所要時間の取扱いについて

1 居宅内介助等について

平成 27 年度の制度改正により、送迎時に実施した居宅内での介助等(着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締まり等)に要する時間について、次のいずれの要件も満たす場合、1日30分以内を限度として、通所介護を行うのに要する時間に含めることができるとされました。*送迎に要する時間は含まれません。

(イ)居宅サービス計画及び通所介護計画に位置付けた上で実施する場合
(ロ)送迎時に居宅内の介助等を行う者が、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、一級課程修了者、介護職員初任者研修修了者(二級課程修了者を含む。)看護職員、機能訓練指導員又は当該事業所における勤続年数と同一法人の経営する他の介護サービス事業所、医療機関、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員としての勤続年数の合計が3年以上の介護職員である場合

2 実績において記録すべき必要事項について

上記要件のもと、居宅内介助等を実施した時間を、報酬区分の所要時間に含めて算定する場合は、介護給付費の適正化の観点から、実績の記録では、**居宅内での介助等に要した時間の開始及び終了時刻及び当該介助を行った従業者名(要件(ロ)を満たす従業者名)、介助等の内容 他 特記すべき事項**を明確にしておくようお願いします。

3 その他

通所介護の基本方針である、生活機能の維持向上を目指す日常生活上の世話及び訓練であることを踏まえ、居宅内介助等の必要性については十分にご検討ください。

【問 52】 デイサービス等への送り出しなどの送迎時における居宅内介助等について、通所介護事業所等が対応できない場合は、訪問介護の利用は可能なのか。居宅内介助等が可能な通所介護事業所等を探す必要があるのか。

【答】 1 通所介護等の居宅内介助については、独居など一人で身の回りの支度ができず、介助が必要となる場合など個別に必要性を判断の上、居宅サービス計画及び個別サービス計画に位置付けて実施するものである。

2 現在、訪問介護が行っている通所サービスの送迎前後に行われている介助等について、一律に通所介護等に対応することを求めているものではない。

例えば、食事介助に引き続き送迎への送り出しを行うなど訪問介護による対応が必要な利用者までも、通所介護等での対応を求めるものではない。

(「平成 27 年度介護報酬改定に関する Q&A (平成 27 年 4 月 1 日)」)

送迎を行わない場合の減算について

事業者が送迎を行わない場合の減算については、これまでの「注 16」の規定(事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者が該当)に加え、平成 27 年度制度改正により、新たに「注 17」のとおり減算規定が定められました。

注 16 指定通所介護事業所と同一建物に居住する者又は指定通所介護事業所と同一建物から当該指定通所介護事業所に通う者に対し、指定通所介護を行った場合は、1 日につき 94 単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

注 17 利用者に対して、その居宅と指定通所介護事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき 47 単位を所定単位数から減算する。

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 12 年厚生省告示第 19 号)別表 6

利用者が自ら通う場合や、利用者の家族等が送迎を行う場合など事業者が送迎を実施していない場合に、片道につき「注 17」の減算の対象となります。ただし、「注 16」の減算の対象となっている場合には、「注 17」の減算の対象とはなりません。送迎の有無にかかる利用者側からの要望に対しては、介護支援専門員等の意見も踏まえて適切に判断することとし、利用者の心身の状況や置かれた環境をもとに、各事業所において柔軟な対応をお願いします。

また、利用者の心身の状況を確認のうえ、利用者自らが通所することが可能であると判断した場合は、万が一の事故の場合における責任の所在を明らかにしたうえで、以下の Q & A を参考に、上記「注 17」の減算規定により事業所の送迎を実施しない通所介護サービスを提供することとしてください。

【問 61】送迎減算は、個別サービス計画上、送迎が往復か片道かを位置付けさせた上で行うことになるため、利用者宅に迎えに行ったが、利用者や家族等の都合で結果的に利用者の家族等が、事業所まで利用者を送った場合には、減算の対象とならないのか。

【答】送迎減算の有無に関しては、個別サービス計画上、送迎が往復か片道かを位置付けさせた上で、実際の送迎の有無を確認の上、送迎を行っていないければ減算となる。

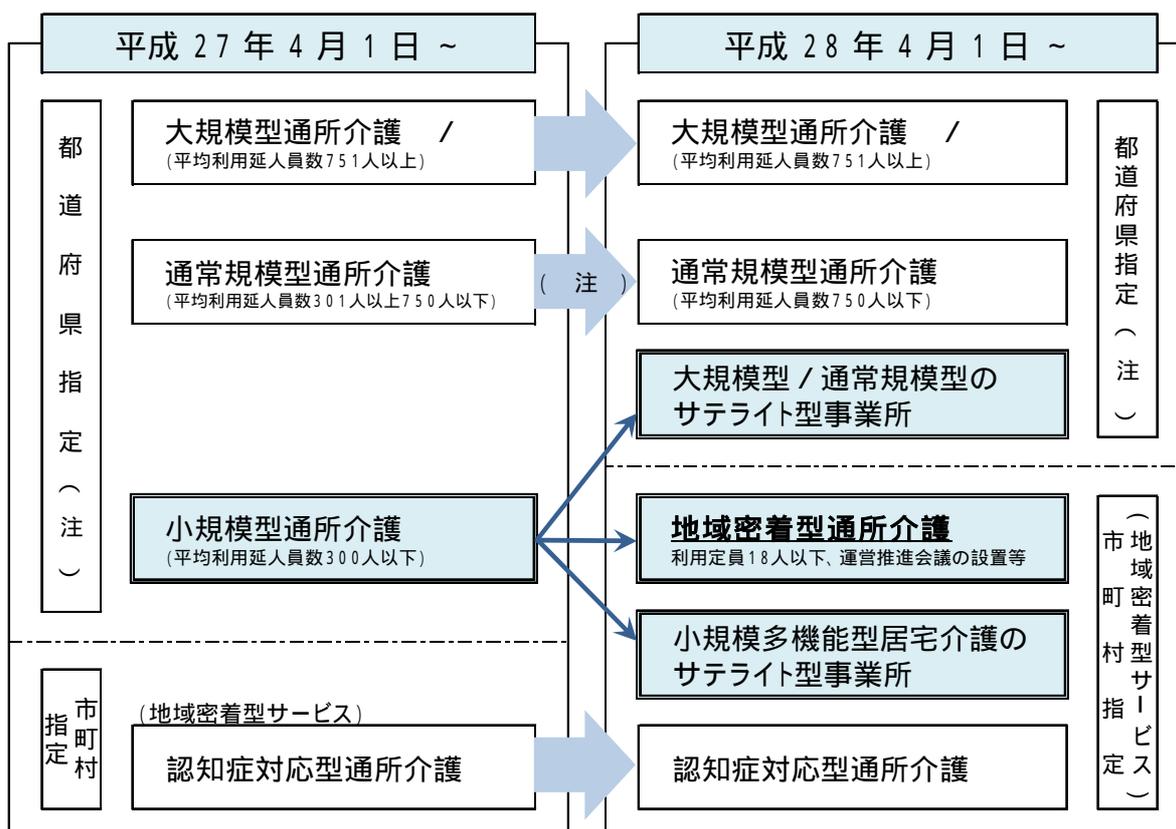
【問 62】通所介護等について、事業所の職員が徒歩で利用者の送迎を実施した場合には、車両による送迎ではないが、送迎を行わない場合の減算対象にはならないと考えて良いか。

【答】徒歩での送迎は、減算の対象にはならない。

(「平成 27 年度介護報酬改定に関する Q & A (平成 27 年 4 月 1 日)」)

地域密着型通所介護に係る基準の創設について

平成28年度より、利用定員が18人以下の通所介護事業所は、地域密着型通所介護事業所または通所介護(大規模型・通常規模型)や小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所に移行します。



(注) 下関市(中核市)を含みます。平成28年度より、利用定員が18人以下の通所介護事業所は、地域密着型通所介護事業所に移行します。19人以上の場合は、前年度の1月当たりの平均利用延人員数により、通常規模型通所介護事業所、大規模型通所介護事業所のいずれかに分類されます。なお、地域密着型通所介護事業所以外の移行先として、通所介護(大規模型・通常規模型)のサテライト型事業所への移行や、小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所に移行する選択肢が設けられています。

○ 地域密着型通所介護の創設(平成28年4月1日施行)

- ・地域密着型通所介護の基本報酬は、小規模型通所介護の基本報酬を踏襲する。
- ・運営推進会議の設置(おおむね6月に1回以上の開催)。

○ 通所介護(大規模型・通常規模型)のサテライト型事業所への移行

- ・同一法人のサテライト型事業所となる場合のみ移行が可能。

○ 小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所への移行

- ・小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所としての宿泊室等の設備基準については、平成29年度末までの経過措置を設ける。
- ・人員配置基準を満たさない場合は、小規模多機能型居宅介護の基本報酬を減算(70/100)する。